

存否応答拒否一覧表（平成29年11月25日～平成31年2月7日分）

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日 及び担当局
1	情報公開	〇〇市〇〇（町名）〇丁目〇-〇 〇〇（建物名）〇号室にて2015年〇月〇日に発生した入居者の自殺に関する報告書	条例7条2号 条例7条4号 条例7条6号	平成29年12月11日 警視庁
2	情報公開	平成29年〇月〇日、平成29年〇月〇日及び平成29年〇月〇日に、株式会社〇〇が東京都第二市街地事務所に提出した文書を東京都が收受したことが分かる収受起案文及び東京都で收受した文書（写し可）	条例7条3号	平成29年12月15日 都市整備局
3	情報公開	平成16年〇月〇日から平成27年〇月までの株式会社〇〇（宅地建物取引業免許取得 東京都知事免許（〇）〇〇号）における苦情対応及び行政対応の記録。また、株式会社〇〇における原状回復をめぐるトランプルとガイドライン（国土交通省）に関わる行政対応の記録	条例7条3号 条例7条6号	平成29年12月18日 都市整備局
4	情報公開	1 平成23年度及び平成24年度に〇〇区〇〇中学校で起きた体罰に関する、〇〇区教育委員会から上がった全ての文書 2 1の加害教員の懲戒処分に係る文書 3 1の加害教員に下りた処分に至るまでの会議録、また、関連文書 4 1の加害教員が行った体罰に関する全ての文書	条例7条2号	平成29年12月19日 教育委員会
5	情報公開	警視庁において、平成29年度、警視総監が精神科、心療内科等を受診した記録	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁

6	情報公開	警視庁において、平成29年度、〇〇警察署長が、異動希望を上申した記録	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
7	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で平素から挙動不審でその行動について調査した者の資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
8	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で平素から違法な賭博を行っていたおそれのある或いは公営競馬、競輪、競艇等に傾倒していたものについて調査した資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
9	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で平素からパチンコ、スロット等に傾倒し、職務への専念が困難になっているとして調査した資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
10	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で平素から業務怠慢でその行動について調査した者の資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
11	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で平素から素行不良でその行動について調査した者の資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁

12	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で訓告、戒告、嚴重注意等の処分を受けた者の資料	条例7条2号	平成29年12月26日 警視庁
13	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で常に2、3人で密談を重ね、謀議を図っていたおそれがあるとして調査した者の資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
14	情報公開	警視庁において、〇〇警察署警察官・職員で精神的疾病を持ち、非行に走るおそれがあるとして調査した者の資料	条例7条2号 条例7条6号	平成29年12月26日 警視庁
15	情報公開	2015年〇月に〇〇氏が告訴した〇〇事件（後に東京地検が被疑者〇〇氏を嫌疑不十分で不起訴処分とした事案）に関する事件指揮簿	条例7条2号 条例7条4号 条例7条6号	平成30年1月18日 警視庁
16	情報公開	平成29年〇月〇日に、〇〇氏（東京都〇〇区〇〇（町名）〇-〇-〇-〇）が警視庁〇〇警察署に持参した脅迫状態の手紙とその送達に使われたとみられる封筒の写し	条例7条2号 条例7条4号 条例7条6号	平成30年2月5日 警視庁
17	情報公開	東京都知事が審査庁である審査請求事件〇第〇号、同第〇号、〇第〇号で口頭意見陳述期日を平成30年〇月とする文書を審査請求代理人〇〇（個人名）が收受したことがわかる公文書	条例7条2号	平成30年2月14日 総務局

18	情報公開	平成28年〇月〇日付東京都教育庁人事部宛に匿名で「〇〇(個人名)都立〇〇高校教諭の不適格性についての進言」を公益通報致しました。それがどう扱われ、該当校長からの報告書等がどんな物で、教育委員会がどう処理したのか、それらわかる記録や文書	条例7条2号	平成30年4月11日 教育委員会
19	情報公開	〇〇(登録番号)の自動車の平成26、27、28年度の納付書の送付先(〇〇(法人名)以外への送付先)	条例7条3号 条例7条6号	平成30年4月17日 主税局
20	情報公開	産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成27年度の実績データ)(平成26年度の実績データ) 報告者 東京都〇〇区〇〇(町名)〇-〇-〇 〇〇医院 〇〇(個人名)、〇〇(個人名)、〇〇(個人名) あるいは 〇〇(個人名)、〇〇(個人名)、〇〇(個人名)	条例7条2号	平成30年4月27日 環境局
21	情報公開	1 平成29年〇月〇日の通報者、及び警察官の記録 (〇〇(町名)〇丁目〇-〇) 〇〇土地区画整理組合事務所 2 平成29年〇月〇日の通報者及び警察官の記録 (〇〇(町名)〇丁目〇-〇) 〇〇土地区画整理組合事務所	条例7条2号 条例7条6号	平成30年5月2日 警視庁
22	情報公開	下記8店舗に対して風営法違反により行政処分を行うに当たり作成された文書 ・ 住所 東京都〇〇区〇〇(町名)〇-〇-〇 〇〇(建物名)〇階 店名 〇〇 ほかに7店舗	条例7条3号	平成30年5月10日 警視庁
23	情報公開	下記店舗の風俗営業許可または届け出の行政処分に伴う作成書類等一切の書類 店舗住所 〇〇区〇〇(町名)〇-〇-〇 〇〇(建物名)〇階 店舗名 〇〇	条例7条3号	平成30年5月10日 警視庁

24	情報公開	2018年〇月〇日に〇〇区立〇〇小学校で発生した体罰に関する事故報告書及び関係する都政情報すべて(決裁・合議。稟議に関する文書を含む) 2018年〇月〇日に〇〇区立〇〇小学校で発生した体罰に関する服務監察・懲戒処分及び関係する都政情報すべて(決裁・合議・稟議に関する文書も含む)	条例7条2号	平成30年7月4日 教育委員会
25	情報公開	(1) 〇〇区〇〇(町名) 〇丁目〇番〇号(〇〇(店舗名)) (2) 〇〇区〇〇(町名) 〇丁目〇番〇号(〇〇(店舗名)) (3) 〇〇区〇〇(町名) 〇丁目〇番〇号(〇〇(店舗名)) ア (1)から(3)までの防火対象物に係る設置許可申請書のうち、 イ かがみ ウ 構造明細書 エ タンクの位置、構造及び配管系統が分かる図面	条例7条4号	平成30年7月6日 東京消防庁
26	情報公開	平成29年度中〇〇児童相談所に在職していた職員に対し同年度中に行われた行為について行われた懲戒処分・分限処分監督上の措置の有無 あれば処分年月日処分対象者氏名、その理由、処分の種別	条例7条2号	平成30年8月17日 福祉保健局
27	情報公開	〇〇自治会プロジェクトメンバーが私の「苦情」に、「都に対し詳しく状況確認、説明を行い、その旨ご理解頂きました」と自治会回覧(〇月分)に書いている、当該文書	条例7条2号	平成30年8月17日 生活文化局
28	情報公開	〇〇区にある認可外保育園「〇〇保育園」の職員が2018年〇月〇日に幼児を〇〇(場所)にて置き去りにした事案について、通報内容の詳細を知りたい。	条例7条3号	平成30年9月10日 福祉保健局
29	情報公開	〇〇高等学校いじめ事件での高校側が私学行政課に提出した調査報告書。	条例7条3号 条例7条6号	平成30年10月2日 生活文化局

30	情報公開	平成27年に発生した〇〇高校でいじめ問題。 ●被害者〇〇さん（当時〇年生） ●加害者〇〇年〇〇（性別）〇名 上記の事案で高校から東京都私学部私学行政課に提出された調査報告書	条例7条2号	平成30年10月2日 生活文化局
31	情報公開	〇〇（個人名）及び関係者に対して行われた処分等に関する全ての文書	条例7条2号	平成30年10月18日 教育委員会
32	情報公開	開示請求者が、職員の高層階用エレベータの利用に係るルール違反行為（低層階から低中層階への移動に高層階用エレベータを利用する行為）によって被害を受けている（本来であれば乗れたはずの高層階用エレベータに乗れなくなるといった被害）という問題事案について、平成30年〇月〇日に開示請求者が〇〇（個人名）と改善要求の面談をした際に、「低層階から低中層階への移動の際には低中層階用のエレベータの利用を促している掲示は、ルールではなくて、お願いだ」という〇〇（個人名）の意味不明な発言に対して、面談に同席した〇〇（個人名）が当該意味不明発言に同調した行為の正当性を確認できる全ての公文書（規程・手引き等）。	条例7条2号	平成30年10月19日 会計管理局
33	情報公開	開示請求者が、職員の高層階用エレベータの利用に係るルール違反行為（低層階から低中層階への移動に高層階用エレベータを利用する行為）によって被害を受けている（本来であれば乗れたはずの高層階用エレベータに乗れなくなるといった被害）という問題事案について、平成30年〇月〇日に開示請求者が〇〇（個人名）と改善要求の面談をした際に、「1階から低中層階への移動のために、3階から高層階への移動者が犠牲性になっても仕方ない」という趣旨の説明をした〇〇（個人名）の問題発言に対して、面談に同席した〇〇（個人名）が、当該問題発言に同調した行為の正当性を確認できる全ての公文書（規程・手引き等）。	条例7条2号	平成30年10月19日 会計管理局
34	情報公開	開示請求者に対して、その理由を事前に伝えることなく平成30年〇月〇日の〇時〇分から不当な書面注意（開示請求者には書面注意されるようことをした覚えがない）を行おうとした〇〇（個人名）のパワー・ハラスメント行為について、対象者（ここでは開示請求者）に不利益となる書面注意を事前説明なく行うことが正当化される根拠となる全ての公文書（規程・手引き等）。	条例7条2号	平成30年10月19日 会計管理局
35	情報公開	2010年〇月〇日 〇〇市立〇〇中学校 〇〇事件 〇〇市立〇〇中学校の究因の究明への対応について	条例7条2号	平成30年10月30日 教育委員会

36	情報公開	平成27年に発生した〇〇高校でいじめ問題。 ●被害者〇〇さん（当時〇年生） ●加害者〇年〇〇（性別）〇名 上記の事案で高校から東京都私学部私学行政課に提出された調査報告書	条例7条2号	平成30年11月1日 生活文化局
37	情報公開	生活文化局の都民生活部、及び消費生活部内の〇〇（事業者名）または〇〇（事業者名）に関する調査書、または報告書。	条例7条3号	平成30年11月15日 生活文化局
38	情報公開	生活文化局の都民生活部、及び消費生活部内の〇〇（事業者名）または〇〇（事業者名）に関する調査書、または報告書。	条例7条3号	平成30年11月15日 生活文化局
39	情報公開	・ S P が付く対象として東京都知事が指定されているかが分かる文書 ・ 東京都知事が2018年9月22日、23日に沖縄県に行った際に同行していたS P の旅行命令簿	条例7条4号	平成30年11月19日 警視庁
40	情報公開	学校法人〇〇〇に対して昭和〇年〇月に行政指導を行った根拠及び当該指導の実施後の経過等がわかるもの。	条例7条3号	平成30年11月20日 生活文化局
41	情報公開	1 東京都住宅供給公社から都及び都市整備局に報告されている〇〇号室（〇〇家）に関する迷惑行為の報告書及び文書の内容全て。これらの全てを詳しく過去から現在に至るまで。 2 自治会から東京都住宅供給公社に報告されている〇〇号室（〇〇家）に関する迷惑行為の報告内容と嘆願書	条例7条2号	平成30年11月21日 都市整備局

42	情報公開	東京都住宅供給公社から都及び都市整備局に報告されている内容の報告書や文書（過去から現在まで出せる可能な範囲） 追記 ○○家に関する事です。	条例7条2号	平成30年11月21日 都市整備局
43	情報公開	平成29年〇月から平成30年〇月までの期間における弊社「〇〇」の苦情、相談の件数の情報開示	条例7条3号 条例7条6号	平成30年11月21日 都市整備局
44	情報公開	〇〇（株式会社〇〇）への指導監督処分に関連するもの全て。メール、資料、議事録、議事メモ、議事要旨、関連するもので所有しているもの全て。	条例7条3号	平成30年11月21日 都市整備局
45	情報公開	平成30年〇月〇日に実施された人事上の自己申告面談において、開示請求者が〇〇（個人名）から「仕事でミスが多い」「他の人の助けを借りなければ仕事ができない」などの事実無根の事由によって誹謗中傷され、また、これを理由として低い人事評価の甘受を強要されたという不当人事行為の正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引き等）。	条例7条2号	平成30年11月22日 会計管理局
46	情報公開	開示請求者が自身の昼休み中に一住民として行っている情報開示請求に関して、平成30年〇月〇日以降、〇〇及び〇〇らが、情報開示業務担当者としての業務対応を開示請求者に対して行わず、開示請求者の上記情報開示請求手続きを妨害しているという職務怠慢対応の正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引き等）。	条例7条2号	平成30年11月22日 会計管理局
47	情報公開	平成26年〇月〇日東京地方裁判所判決（平成〇年（〇〇）第〇〇号〇〇事件の控訴審判決にかかるもの	条例7条3号	平成30年12月20日 主税局

48	情報公開	<p>元教職員ら市民が都立高の2校の校門外の公道で教員や生徒の登校時、〇〇(内容)のビラまきをした時、(副)校長と思われ人物が述べた内容につき以下「1-1」の文書</p> <p>1-1 〇月〇日、〇〇高で「警察を呼ぶ」という不当な発言があった。この校長が警察への連絡をする際に警察に通報したことを記した文書(学校日誌を含む)。</p>	条例7条2号	平成30年12月27日 教育委員会
49	情報公開	<p>昨年〇月〇日、〇〇高校において、同学校長・同校副校長、立会いの下、都庁職員5名は、同校保護者を〇時に校長室に呼びたてた。</p> <p>1 事実と違うと主張する場合、又は同校保護者が虚偽を申し述べていると主張する場合は、それを証明する証拠。</p> <p>2 同校保護者を呼び立てた目的として、同校保護者に謝罪するために都庁職員5名が同席し、同校保護者に謝罪した。事実と違うと主張する場合、又は同校保護者が虚偽を申し述べていると主張する場合は、それを証明する証拠。</p> <p>3 同校保護者が、〇〇(個人名)に工事の遅延理由を問い質した際、「東京都の職員に口止めされているので一切言えない。」との発言したことなどについて、事実と違うと主張する場合、又は同校保護者が虚偽を申し述べていると主張する場合は、それを証明する証拠。</p>	条例7条2号	平成31年1月7日 教育委員会
50	情報公開	<p>平成30年〇月〇日、都庁内において、教育庁〇〇(個人名)は、〇〇高校グラウンド改良工事における同校保護者の質問</p> <p>1 当該グラウンドには土壌汚染があったのか?に対し、「土壌汚染とは違う。」と表明しています。</p> <p>(1) 「土壌汚染とは違う。」と表明しているがならば何なのか?</p> <p>(2) 現校舎下は、どのように調査したか?又「土壌汚染とは違う」と表明する“何らかの物”は、現在どうなっているのか?</p> <p>以上(1)・(2)を具体的かつ明確な証拠等の全てを請求します。</p> <p>2 教育庁〇〇(個人名)が、「土壌汚染とは違う。」とは表明していないと反論する場合、又は、同校保護者が虚偽を述べていると主張する場合には、それを証明する具体的証拠。</p>	条例7条2号	平成31年1月8日 教育委員会
51	情報公開	<p>平成28年春の叙勲を〇〇(個人名)〇〇(主要経歴)が受章している。受章に当たり、平成27年12月11日付27総総第2359号で、舛添要一東京都知事が高市早苗総務大臣へ推薦(上申)されました。その際の、〇〇(個人名)〇〇(主要経歴)(〇〇〇年〇月〇日生・満〇歳、〇〇区〇〇(町名)〇丁目〇番〇号〇〇(建物名)〇、後に〇〇県〇〇市へ変更)の下記の書類</p> <p>(1)叙勲審査票 (2)履歴書 (3)功績調査書 (4)刑罰等調査書(栄典用) 【刑罰の有無:〇、破産宣告等の有無:〇】</p>	条例7条2号	平成31年1月18日 政策企画局
52	情報公開	〇〇(病院名)における〇〇(個人名)にかんしての事やそうではない物 子供を守る委員会の調査や議事録、マニュアル等	条例7条2号	平成31年1月18日 病院経営本部

53	情報公開	平成30年〇月〇日から本件開示請求申請日（平成30年〇月〇日）の間までに発生した会計管理局公金管理課の基金業務における〇〇銀行との取引（定期性預金の設定等）に係る全ての公文書	条例7条3号	平成31年1月18日 会計管理局
54	情報公開	板橋区〇〇（町名）〇ー〇 〇〇（建物名）〇の水質調査結果 （平成30年〇月〇日実施の修繕受付票）	条例7条2号 条例7条3号	平成31年1月18日 水道局
55	情報公開	2016年度及び2017年度にあった市場政策課所属職員の残業時間に関する公益通報により、残業時間が見直しされた職員についての見直し前の残業時間と見直し後の残業時間が分かる文書	条例7条2号	平成31年1月22日 中央卸売市場
56	情報公開	豊洲市場移転後の築地市場跡地に関し、2014年ないし2015年ごろに検討された再開発計画に係る、〇〇氏の関与、参画、影響力の行使等を記した、打合せ記録、議事録、メモ等一切の文書	条例7条2号	平成31年1月22日 中央卸売市場
57	情報公開	平成30年〇月〇日の〇時〇分頃に都庁本庁舎〇階の渡り廊下を通行中の開示請求者に対して、総務局警備員の〇〇（個人名）が無礼かつ傲慢極まりない態度をとったことに端を発したトラブルに関して、警備員が通行人である開示請求者に対して無礼極まりない態度で通行停止を強要することの正当性が確認できる全ての公文書	条例7条2号	平成31年1月24日 総務局
1	個人情報	〇〇保健所が保有する〇〇（個人名）に関する情報のうち、親族から受けたもの	条例16条6号	平成30年10月17日 福祉保健局

2	個人情報	2017年〇月〇～〇日、〇月〇日～〇日に私の妻〇〇が〇〇警察署に相談した件について、私が〇〇警察署に出頭して警察官に話した内容が記録された文書の全て	条例16条2号 条例16条6号	平成30年12月19日 警視庁
3	個人情報	申請者の夫である〇〇(個人名)に関し、〇〇(病院名)が保有する診療録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、助産録、看護記録、その他診療の過程で患者の身体状況、病状等について作成記録された書面、画像等の一切の診療記録及び添付文書等、全ての情報のうち、申請者に係る部分一切	条例16条2号 条例16条6号	平成31年1月16日 病院経営本部
4	個人情報	平成29年〇月〇日から平成30年〇月〇日までの間に〇〇区〇〇(町名)〇-〇-〇〇(建物名)と〇〇区役所〇〇支所・〇〇支所職員が私について〇〇警察署生活安全課に相談した事に関して警察が私や、関係者、他の機関に確認したこととそれに対して答えた内容がわかる文書・報告書相談結果表に限らず	条例16条2号 条例16条6号	平成31年1月21日 警視庁

存否応答拒否に係る関係条文一覧

【東京都情報公開条例】

第10条(公文書の存否に関する情報) 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【東京都情報公開条例の施行について(通達)】

第10条関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用にあたっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、その都度、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

【東京都個人情報の保護に関する条例】(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【東京都個人情報保護に関する条例の施行について(通達)】

第17条の3関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有個人情報の開示事務

5 開示決定等の事務(5) 協議

ウ 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第3 報告事項

4 (存否応答拒否事案の報告)

条例第17条の3に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、非開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」(別記第6号様式)により報告する。